消 食 表 第 776 号 令和 6 年 8 月 30 日

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

食品表示担当部(局)長 殿

消費者庁食品表示課長 (公印省略)

「機能性表示食品に関する質疑応答集」の一部改正について

機能性表示食品に係る関係法令については、食品表示基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第71号)及び食品表示基準第2条第1項第10号イの別表第26の5の項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める届出の方法を定める告示(令和6年内閣府告示第106号)が令和6年8月23日付けで公布されるとともに、機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準(令和6年内閣府告示第108号)が令和6年8月30日付けで公布されました。

これを踏まえ、届出時に食品関連事業者が参照しやすいよう、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消食表第141号。以下「ガイドライン」という。)を基に、「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」(令和6年8月30日付け消食表第775号)を新たに作成したところです。

このため、「機能性表示食品に関する質疑応答集」(平成 29 年 9 月 29 日付け 消食表第 463 号消費者庁食品表示企画課長通知)を別紙新旧対照表のとおり改 正しましたので、御了知いただくとともに、貴管下関係者への周知をお願いしま す。